

北上市告示乙第18号

消防車が訓練においてサイレンを吹鳴するため、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月19日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 訓練実施場所
北上市上江釣子地内 花巻農業協同組合江釣子支店周辺一帯
- 2 訓練実施日時
令和7年3月2日（日） 午前7時から8時30分まで
- 3 サイレン吹鳴車両
8台

○消防法

(昭和二十三年七月二十四日)

(法律第百八十六号)

第二十六条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

② 消防車の優先通行については、道路交通法(昭和三十一年法律第百五号)第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の六第二項の定めるところによる。

③ 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

④ 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

(昭二五法一八六・昭三八法九〇・昭四〇法六五・昭四六法九八・一部改正)